

事業 那須塩原市と作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部との連携・
協力に関する協定の締結について

1 概要

那須塩原市と作新学院大学並びに作新学院大学女子短期大学部が相互に連携及び協力することで、各々が有する資源や能力を有効に活用することにより、相乗効果を高めながら地域の課題に適切に対応するとともに、相互の発展及び地域の発展に資することを目的とし、協定を締結するものです。

2 協定書

別紙1のとおり

3 連携・協力事項

- ① まちづくりの推進に関すること
- ② 産業・福祉・教育の振興に関すること
- ③ スポーツの振興に関すること
- ④ 災害に対する備えの強化に関すること
- ⑤ その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

4 効果

那須塩原市、作新学院大学並びに作新学院大学女子短期大学部が有する情報やネットワーク、知的・人的資源等を有効活用することにより、相乗効果を高めながら地域の課題に適切に対応し、相互の発展及び地域の発展に資することが期待できます。

5 協定の締結日

平成30年3月15日（木曜日） 定例記者会見終了後

6 協定の有効期間

協定の締結日から平成31年3月31日までとしますが、いずれかからの申出がない場合は、当該期間満了後もこの協定を継続するものとします。

那須塩原市と作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部との
連携・協力に関する協定書

那須塩原市（以下「甲」という。）、作新学院大学（以下「乙」という。）及び作新学院大学女子短期大学部（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携及び協力し、各々が有する資源や能力を有効に活用することにより、相乗効果を高めながら地域の課題に適切に対応し、相互の発展及び地域の発展に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について、連携及び協力するものとする。

- (1) まちづくりの推進に関すること。
- (2) 産業・福祉・教育の振興に関すること。
- (3) スポーツの振興に関すること。
- (4) 災害に対する備えの強化に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を効率的かつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な連携内容については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

3 甲は、本条に定める事項の一部を、乙及び丙との協議により、甲の関係機関に実施させることができる。なお、この場合における各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

4 連携及び協力に関する形式や成果の利用条件等については、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動において、知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対

し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申出がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第5条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年 3月 日

甲 栃木県那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市
市長 君島 寛 印

乙 栃木県宇都宮市竹下町908番地
作新学院大学
学長 渡邊 弘 印

丙 栃木県宇都宮市竹下町908番地
作新学院大学女子短期大学部
学長 渡邊 弘 印